

東京都国土強靱化地域計画(素案)の概要

1 策定の背景・位置づけ

- 東日本大震災以降、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害に備える「**国土強靱化**」の理念が普及
- **国土強靱化基本法**の制定(平成25年12月)等国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備
- 基本法では、都道府県は国土強靱化に関する施策の推進に係る基本的な計画を定めることができると規定

- 東京の強靱化を一層推進するため、基本法第13条に基づく**国土強靱化地域計画**として策定
- 東京における今後の防災施策の**羅針盤**として、既に策定されている様々な防災計画や、それに基づく具体的な取組を**束ねるもの(アンブレラ計画)**
- 強靱化の取組は、膨大な事業費や実現に時間を要するものも含まれるが、財源の確保などに取組みながら着実に推進することが必要
- 国土強靱化において東京の果たすべき役割は極めて大きく、東京の強靱化は日本にとって**特別の意義**

- ①世界でも類を見ない集中・集積 ②首都機能の維持
- ③安全・安心な2020年東京大会の開催

2 強靱化の基本的な考え方

東京都のみならず、全東京の取組とするために、都に加え、国や関係機関で構成される「**東京都防災会議**」において検討

東京の地域特性、リスク等の検討

- **区部・多摩・島しょ地域**からなる多様な地域特性
 - **首都機能**を有する、日本の政治・経済・文化の中心
- <区部>
東部低地帯：水害
木造住宅密集地域：火災
- <多摩地域>
河川周辺・山間部：土砂災害
- <島しょ地域>
火山噴火、津波 等

「基本目標」
「推進目標」
等の設定

東京の地域特性等を踏まえ、**4つの基本目標**
(①人命の保護 ②首都機能の維持
③公共施設等の被害の最小化
④迅速な復旧・復興)と
大規模自然災害を想定して具体化した
達成すべき8つの推進目標等を設定

【脆弱性評価】
現行施策の対応力について
分析・評価
*平成27年6月30日公表

- **都はもとより**
国や民間事業者も含めた機関の施策が対象
- <対象>
- ・東京都 28局 ・自衛隊 ・東京都消防協会
 - ・指定地方行政機関 13機関
 - ・指定公共機関 24機関
 - ・指定地方公共機関 40機関

【**国土強靱化地域計画**】
脆弱性評価もとに対応方策を検討し、目標を達成するための
推進方針を取りまとめ

全ての主体が共通の認識の下、
東京における**国土強靱化施策**を
着実に推進

3 主な推進方針

8つの「推進目標」を達成するための推進方針を取りまとめ

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

<推進方針>

○高齢者、障害者等、要配慮者の安全の確保等の取組を推進する

○自助・共助の意識の醸成を図り、公助との適切な役割分担・連携による一体的な取組を推進する

○建築物の耐震化等のハード面の対策と、防災教育等のソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進する など

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

<推進方針>

○備蓄品の充実・確保や、円滑な物資調達のための準備を進めるとともに、災害時の輸送体制を整備する

○防災訓練の実施等により、都民・事業者の防災意識を高揚させ、地域の災害対応力の向上を図る など

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<推進方針>

○防災上重要な公共施設・ライフライン等の災害対応力強化や、代替施設の整備等を推進する

○信号機用非常用電源設備の整備など、交通の安全を確保する など

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

<推進方針>

○被災者の通信手段の確保のため、電気通信設備の耐震化や移動、可搬型基地局の整備等を推進する など

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

<推進方針>

○企業のBCPの策定促進や燃料備蓄の促進、給油体制の整備等経済活動の継続力を強化する

○広域的な道路ネットワーク機能を拡充する など

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<推進方針>

○ライフライン施設の多重化・複線化や耐震化等災害対応力を強化する

○コージェネレーションシステム等自立分散型エネルギーの利用を拡大する など

目標7 制御不能な二次被害を発生させない

<推進方針>

○緊急通行車両等の円滑な通行のための体制を整備するとともに、交通の安全を確保する など

目標8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<推進方針>

○がれき処理の処理方法や復興まちづくりなどを事前に検討しておく等迅速な復旧・復興を実現するための取組を推進する など

4 推進方針に基づく施策(国、民間等の取組例)

国、民間の取組についても、数値目標ともに整理

(ラジオ中継局の整備)

ラジオ放送について、都市型難聴・防災対策としてのラジオ中継局の整備を進める。
(国、放送事業者) 中継局整備率 0%(H26)→100%(H30)

(鉄道施設)

災害時における鉄道利用者の安全性の向上を図るため、高架橋及び橋上駅舎等の耐震補強を未実施箇所について引き続き進める(鉄道事業者)

5 計画の推進・課題

<計画の推進>

- 今後の社会情勢の変化、国の基本計画の見直し(概ね5年)等を考慮し、必要に応じて計画を見直す
- 具体的取組については、各種事業計画等の下で進捗管理を行い着実に推進する

<推進に当たっての課題>

- 首都機能の不全は日本全体へ影響。その維持は国家的な意義があり、東京都だけがその負担を負うのは適当ではない
- 安全な避難行動や迅速な復旧・復興の実現のためには、自治体の枠を超えた広域的な対応が必要不可欠



地域計画に位置付けられた取組に対する
国の新たな財政措置等が必要

重大性、緊急性等が高い場合などに、都や国が主導的な役割を果たすことができるような制度も検討しておく必要